

# はじめに

FPとは「**F**inancial(ファイナンシャル)・**P**lanning(プランニング) = 資金計画・立案」と「**F**inancial(ファイナンシャル)・**P**lanner(プランナー)」の2つを表す略称です。

個人の夢や目標の達成に向けたライフプラン(=人生設計)には、さまざまな「お金」の問題が発生します。そこで、個人のライフプランに合わせた資金計画の立案には、一つの分野に特化した知識だけでなく、「年金」「保険」「不動産」「金融資産」「税金」「相続」など、さまざまな種類の「お金」の知識が必要となります。

「FP」は、これらの「お金」の知識を総合的に身に付けて、お客様のライフプランの実現に向けたアドバイスをする専門家です。

人生100年時代を迎え「お金」の知識を身に付けることは、当然、ビジネスとして活用することができますが、同時に、本書を手にとられているみなさまの人生の羅針盤にもなります。学ぶことで「経済」が見える。「社会」が見える。「人生」が見える。そんな資格が「FP」なのです。

「FP」を目指すみなさまの登竜門となる資格が「3級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP技能士)」です。

本書は、「3級FP技能士」の合格を目的とし、初めて「FP」を勉強しようとしている方にわかりやすく「お金」の知識を身に付けていただけるような工夫を数多く盛り込んでいます。

本書を執筆いたしました「資格の大原 FP講座の専任講師」は、これまで数多くのFP技能士の合格者を輩出しております。試験傾向はもちろん、受検生が苦手な論点などを熟知しておりますので、本書の中に「合格のノウハウ」が余すことなく集約されております。

本書をご利用されるみなさまが必ず「3級FP技能士」の栄冠を勝ち取られることを、資格の大原 FP講座専任講師一同、心より祈念いたしております。

# 本書の利用方法

## 第1節 | FPとライフプランニング A 頻出度

### ① FPの役割

📌重要 📖暗記 🧮計算 ✍️実技 (資産・個人・保険) 📄チェック

## イチオシ

「見開き完結スタイル」で理解度が大幅にUP!

### (1) FPの定義

図表 1-1-1

ファイナンシャル・プランナー(FP)とは、ファイナンシャル・プランニングの専門家であり、次のように定義されています。

- ① 顧客の収入や資産、負債などに関するあらゆるデータを集め、  
② 顧客の希望や希望、口述を聞き取り調査し、

#### 【左】ページ

文章による説明がありますので、「赤文字」を中心に確認しましょう。

貯蓄計画などの包括的  
る専門家

まずは、【左】ページ、  
そして、【右】ページを  
確認しましょう!

※ レイアウトの都合上、見開きページでないところがあります。

## ② 国民健康保険

### (1) 概要

国民健康保険は、わが国の公的医療保険制度の中で、健康保険などの被用者保険に加入していないすべての国民(後期高齢者医療制度の対象者を除く)を対象としており、業...の病気、けがも対象となっています。

## おまけ

### 赤シート




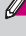
受検書籍の定番アイテム。  
重要な用語や金額等にかざすと消えます。  
下線部分などを穴埋め問題として活用しましょう!

電子書籍版は赤シートに対応していません。

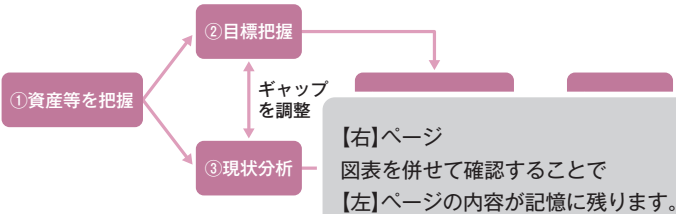
# わかりやすく【合格】できる！ 3大【イチオシ】コンテンツ

## ★イチオシ★

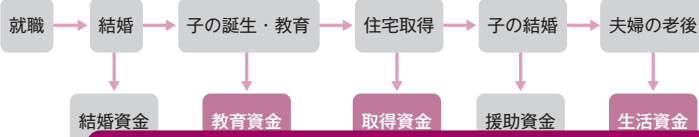
### 「アイコン」で本試験のポイントが一目でわかる！

-  **重要** 各節の中で本試験対策として「重要」な項目です！
-  **暗記** 本試験はココから出題されますので赤シートを活用してキーワードを絶対「暗記」です！
-  **計算** 電卓を使用して、実際に「計算」してみてください！
-  **実技** (資産・個人・保険) 「実技」試験の頻出項目が種類ごとにわかります！

図表 1-1-1 FPの役割



図表 1-1-2 ライフプランと資金ニーズ



教育資金、住宅取得資金、老後の生活資金を三大必要資金と  
いいます。



## ★イチオシ★

### 「講師コメント」が合格に導く！

学習のポイントになる部分が「講師コメント」です。  
みなさんの理解度を上げ、「合格」に導きます。



# 3級FP技能検定 試験概要

## ● 試験実施機関

一般社団法人 金融財政事情研究会(以下、金財)	NPO法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 (以下、協会)
Tel : 03-3358-0771 URL : <a href="https://www.kinzai.or.jp/">https://www.kinzai.or.jp/</a>	Tel : 03-5403-9700 URL : <a href="https://www.jafp.or.jp/">https://www.jafp.or.jp/</a>

## ● 受検資格

なし(FP業務に従事している者または従事しようとしているもの)

## ● 試験内容(出題形式・合格基準など)

	学科試験	実技試験
金財	◇試験内容 ライフプランニングと資金計画 リスク管理、金融資産運用、 タックスプランニング、不動産、 相続・事業承継 ◇出題形式 CBT○×式・三答択一式(60問) ◇試験時間 90分	◇試験内容(下記より1つ選択) ・個人資産相談業務 ・保険顧客資産相談業務 ◇出題形式 CBT事例形式 5題(15問) ◇試験時間 60分 ◇合格基準 50点満点で30点以上
協会	◇合格基準 60点満点で36点以上  ※学科試験は、金財、協会ともに共通	◇試験内容 資産設計提案業務 ◇出題形式 CBT多肢選択式 20問 ◇試験時間 60分 ◇合格基準 100点満点で60点以上

### <トピックス>

2024年4月より、「3級FP技能検定(学科試験、実技試験)」は、全国で随時受検ができる「CBT(Computer Based Testing)試験」へ移行されました。

# 3級FP技能検定■合格スケジュール

次の日程を参考に各自の合格スケジュールを立てましょう！

学習内容	学習範囲	9月受検の モデルケース	1月受検の モデルケース	5月受検の モデルケース
テキスト(本書) を読む	第1章 ライフプランニングと資金計画	6月上旬	11月上旬	3月上旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
問題集※(学科) を解く	第1章 ライフプランニングと資金計画	6月中旬	11月中旬	3月中旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
テキストを読む	第4章 タックスプランニング	6月下旬	11月下旬	3月下旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集※(学科) を解く	第4章 タックスプランニング	7月上旬	12月上旬	4月上旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集※(実技) を解く	受検予定の実技試験の問題	7月中旬	12月中旬	4月中旬
問題集※の正解率80%を達成		8月上旬	12月下旬	5月上旬
最終確認や弱点補強など		試験の直前1週間前		
<b>3級FP技能検定(CBT試験)</b>		<b>随時(休止期間を除く)</b>		

※問題集は別冊となります。

## — 法令基準日 —

3級FP技能検定の法令基準日は、2026年6月～2027年5月実施分は「2026年4月1日」となります。

# 目次

## 第1章 ライフプランニングと資金計画 ..... 1

### 第1節

#### FPとライフプランニング ..... 3

- 1.FPの役割 ..... 3

### 第2節

#### 教育・住宅取得資金計画 ..... 5

- 1.教育資金と住宅取得資金 ..... 5
- 2.ローンに関する基礎知識 ..... 7
- 3.教育資金のための借入金 ..... 9
- 4.住宅取得資金のための借入金 ..... 11
- 5.住宅ローンの返済計画 ..... 13

### 第3節

#### 社会保険 ..... 15

- 1.健康保険 ..... 15
- 2.国民健康保険 ..... 19
- 3.後期高齢者医療制度 ..... 21
- 4.退職後の医療保険制度 ..... 23
- 5.介護保険 ..... 25
- 6.労働者災害補償保険(労災保険) ..... 27
- 7.雇用保険 ..... 29

### 第4節

#### 公的年金制度の概要 ..... 33

- 1.公的年金制度の歩み ..... 33
- 2.国民年金 ..... 35
- 3.厚生年金保険 ..... 39

### 第5節

#### 老後の生活資金設計と公的年金 ..... 41

- 1.老後の生活資金 ..... 41
- 2.老齢基礎年金(1階部分の国民年金) ..... 43
- 3.老齢厚生年金(2階部分の厚生年金) ..... 49

### 第6節

#### 公的年金における障害給付 ..... 53

- 1.障害基礎年金(1階部分の国民年金) ..... 53
- 2.障害厚生年金(2階部分の厚生年金) ..... 57

### 第7節

#### 公的年金における遺族給付 ..... 59

- 1.遺族基礎年金(1階部分の国民年金) ..... 59
- 2.遺族厚生年金(2階部分の厚生年金) ..... 61

### 第8節

#### 企業年金・自営業者のための年金 ..... 63

- 1.確定拠出年金(DC) ..... 63
- 2.国民年金基金 ..... 67

### 第9節

#### ライフプランニングの考え方 ..... 69

- 1.キャッシュフロー表の知識 ..... 69
- 2.個人バランスシートの知識 ..... 75

## 第2章 リスク管理 ..... 77

### 第1節

#### リスクマネジメント ..... 79

- 1.リスクマネジメント ..... 79

### 第2節

#### 保険制度全般 ..... 81

- 1.わが国の保険制度 ..... 81

<b>第3節</b>	
<b>生命保険の概略</b> .....	<b>85</b>
1.生命保険の仕組み.....	85
2.生命保険の契約.....	87
3.保険料の払い込み.....	91
4.契約の継続.....	93
5.契約転換制度.....	95
6.契約者貸付.....	95
<b>第4節</b>	
<b>生命保険商品の種類と内容</b> .....	<b>97</b>
1.生命保険の分類.....	97
2.保障重視の保険.....	99
3.保障と貯蓄を組み合わせた保険.....	101
4.貯蓄重視の保険.....	103
5.特約の種類と内容.....	105
<b>第5節</b>	
<b>損害保険の概略</b> .....	<b>109</b>
1.損害保険の仕組み.....	109

<b>第6節</b>	
<b>損害保険商品の種類と内容</b> .....	<b>111</b>
1.火災に関する保険.....	111
2.自動車に関する保険.....	113
3.ケガに関する保険.....	115
4.賠償責任・企業活動に関する保険.....	116
<b>第7節</b>	
<b>個人の契約に関する税金</b> .....	<b>117</b>
1.生命保険契約に関する課税関係.....	117
2.損害保険契約に関する課税関係.....	118
<b>第8節</b>	
<b>法人の契約に関する税金</b> .....	<b>119</b>
1.保険料の経理処理.....	119
2.保険金受取時の経理処理.....	124
<b>第9節</b>	
<b>第三分野の保険・共済</b> .....	<b>125</b>
1.第三分野の保険.....	125
2.共済.....	126

## 第3章 金融資産運用 ..... 127

<b>第1節</b>	
<b>マーケット環境の理解</b> .....	<b>129</b>
1.経済活動.....	129
2.景気の判断指標.....	131
3.景気対策.....	133
4.金利変動のメカニズム.....	137
<b>第2節</b>	
<b>預貯金等</b> .....	<b>139</b>
1.金融商品の分類基準.....	139
2.預貯金の種類.....	142
<b>第3節</b>	
<b>債券</b> .....	<b>145</b>
1.債券の概要.....	145
2.発行条件.....	145

3.債券の分類基準.....	147
4.利付債の利回り(単利計算).....	147
5.債券価格の変動要因.....	149
6.個人向け国債.....	149
7.債券のリスク.....	151
<b>第4節</b>	
<b>株式</b> .....	<b>153</b>
1.株式の概要.....	153
2.株式市場全体の株価指標.....	153
3.個別銘柄の投資指標.....	155
4.株式の取引.....	157

<b>第5節</b>	
<b>投資信託</b> .....	159
1.投資信託(契約型)の概要.....	159
2.投資信託に関わる費用.....	159
3.投資信託の分類.....	161
4.公社債投資信託.....	163
5.不動産投資信託	
(Real Estate Investment Trust).....	163
6.株式投資信託.....	165
7.投資信託の情報開示	
(ディスクロージャー).....	167

<b>第6節</b>	
<b>外貨建て商品</b> .....	169
1.外貨預金.....	169
2.為替相場(為替レート).....	169
3.為替リスク.....	169

<b>第7節</b>	
<b>金融派生商品</b> .....	171
1.先物取引.....	171
2.オプション取引.....	172

<b>第8節</b>	
<b>ポートフォリオ運用</b> .....	173
1.期待収益率と投資上のリスク.....	173
2.金融商品のリスク.....	173
3.リスクの軽減.....	173
4.相関係数とポートフォリオ効果.....	175

<b>第9節</b>	
<b>金融商品と税金</b> .....	177
1.預貯金の課税関係.....	177
2.債券の課税関係.....	177
3.株式等の課税関係.....	178
4.投資信託の課税関係.....	179
5.外貨建て金融商品の課税関係.....	179

<b>第10節</b>	
<b>セーフティネット</b> .....	181
1.預金保険制度.....	181
2.預金保険制度以外の保護制度.....	181

<b>第11節</b>	
<b>関連法規</b> .....	183
1.金融サービス提供法.....	183
2.消費者契約法.....	183
3.金融商品取引法.....	183

## 第4章 タックスプランニング ..... 185

<b>第1節</b>	
<b>税金の分類と計算体系</b> .....	187
1.税金の分類.....	187
2.税金計算の基礎.....	187
<b>第2節</b>	
<b>所得税の仕組み</b> .....	189
1.所得税の基本原則.....	189
2.計算体系.....	191
3.所得税の納付方法.....	193

<b>第3節</b>	
<b>各種所得の内容</b> .....	195
1.利子所得.....	195
2.配当所得.....	197
3.不動産所得.....	199
4.事業所得.....	203
5.給与所得.....	205
6.退職所得.....	207
7.山林所得.....	209
8.譲渡所得.....	209
9.一時所得.....	219
10.雑所得.....	223

<b>第4節</b>	
<b>課税標準の計算</b> .....	227
1.損益通算.....	227
2.純損失の金額.....	231
3.特定公社債等および上場株式等の 譲渡損失の繰越控除.....	231
<b>第5節</b>	
<b>所得控除</b> .....	233
1.雑損控除.....	233
2.医療費控除.....	235
3.社会保険料控除.....	237
4.小規模企業共済等掛金控除.....	237
5.生命保険料控除.....	239
6.地震保険料控除.....	239
7.配偶者控除.....	241
8.配偶者特別控除.....	241

9.扶養控除.....	243
10.特定親族特別控除.....	243
11.基礎控除.....	245

<b>第6節</b>	
<b>税額控除</b> .....	247
1.配当控除.....	247
2.住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除).....	249

<b>第7節</b>	
<b>確定申告</b> .....	253
1.確定申告の義務.....	253
2.青色申告制度.....	255

<b>第8節</b>	
<b>個人住民税と個人事業税</b> .....	257
1.個人住民税.....	257
2.個人事業税.....	257

## 第5章 不動産 ..... 259

<b>第1節</b>	
<b>不動産の見方</b> .....	261
1.不動産(土地)の価格.....	261
2.不動産の鑑定評価の手法.....	263
3.不動産に関する調査.....	265

<b>第2節</b>	
<b>不動産の取引</b> .....	271
1.宅地建物取引業.....	271
2.不動産の売買契約.....	273
3.不動産の賃貸契約(借地借家法).....	277

<b>第3節</b>	
<b>不動産に関する法令上の制限</b> .....	285
1.都市計画法.....	285
2.建築基準法.....	287
3.建物の区分所有等に関する法律 (区分所有法).....	293
4.農地法.....	295

<b>第4節</b>	
<b>不動産に係る税金</b> .....	297
1.不動産の取得に係る税金.....	297
2.不動産の保有に係る税金.....	301
3.居住用不動産の譲渡に係る税金 (特例).....	303

<b>第5節</b>	
<b>不動産の有効活用</b> .....	305
1.不動産投資と利回り.....	305
2.不動産(土地)の有効活用の手法.....	309

第1節

相続と法律 ..... 315

- 1. 相続の定義 ..... 315
- 2. 相続分 ..... 319
- 3. 遺産分割 ..... 321
- 4. 遺言 ..... 323

第2節

贈与と法律 ..... 327

- 1. 贈与の定義 ..... 327
- 2. 贈与の種類 ..... 327

第3節

贈与と税金 ..... 329

- 1. 贈与税の納税義務者 ..... 329
- 2. 贈与税の申告と納付 ..... 329
- 3. 贈与税の非課税財産 ..... 329
- 4. 贈与税の課税財産 ..... 331
- 5. 贈与税の計算 ..... 333

第4節

相続と税金 ..... 339

- 1. 相続税の納税義務者 ..... 339
- 2. 相続税の申告と納付 ..... 339
- 3. 相続税の非課税財産 ..... 340
- 4. 相続税の課税財産 ..... 341
- 5. 債務控除 ..... 345
- 6. 相続税の計算 ..... 347

第5節

財産の評価(不動産) ..... 353

- 1. 建物 ..... 353
- 2. 宅地 ..... 355
- 3. 宅地の上に存する権利 ..... 357
- 4. 小規模宅地等の評価減の特例 ..... 361

第6節

財産の評価(金融資産) ..... 363

- 1. 株式 ..... 363
- 2. その他の財産 ..... 365

第7節

相続対策 ..... 366

- 1. 相続対策の必要性 ..... 366

本書は、2026年4月1日現在の施行法令等により作成されています。

# 第 1 章

## ライフプランニングと資金計画

### 章のテーマ

この章では、生活設計をしていく上で必要な知識を学習します。健康保険、介護保険や公的年金などの社会保険に加え、教育資金計画や住宅取得資金計画なども、正確に押さえておく必要があります。



# Point

## 頻出項目ポイント

- 頻出度  
No. **1** **FPとライフプランニング**  
FPの法令順守(コンプライアンス)は、学科および実技(資産設計提案業務)のいずれも1問目に出題される確率の高い項目ですので、確実に暗記する必要があります。特に、税理士、生命保険募集人、弁護士との関連が多く出題されています。
- No. **2** **教育・住宅取得資金計画**  
教育ローンや住宅ローンの問題は、学科では高確率で出題されていますが、住宅ローンと教育ローンの出題比率はほぼ2:1の割合になっています。特に、住宅ローンの返済方法やフラット35、教育一般貸付などの特徴をしっかりと学習しましょう。
- No. **3** **社会保険**  
社会保険はかなり学習範囲が広く、医療保険、介護保険、労災保険や雇用保険の知識が問われています。特に、医療保険では、傷病手当金、任意継続被保険者制度、高額療養費の問題もよく出題されていますので、確実に押さえましょう。
- No. **4** **老後の生活資金設計と公的年金**  
公的年金では、老齢給付は毎回出題されており、老齢基礎年金と老齢厚生年金は毎回交互にまたは同時に出題されるほどの頻出項目です。次によく出題されるのが遺族給付となっていますので、しっかりと理解しましょう。
- No. **5** **企業年金・自営業者のための年金**  
確定拠出年金(DC)や国民年金基金は、特に学科での頻出項目です。いずれも個人の負担した掛金が所得税の計算上控除されるなど、第4章タックスプランニングとも関連が深い項目ですので、しっかりと理解しましょう。

## 1 FPの役割



### (1) FPの定義

図表 1-1-1

ファイナンシャル・プランナー(FP)とは、ファイナンシャル・プランニングの専門家であり、次のように定義されています。

- ① 顧客の収入や資産、負債などに関するあらゆるデータを集め、
- ② 顧客の要望や希望・目標を聞き取り調査し、
- ③ 現状を分析した上で、
- ④ 他の専門家の協力を得ながら、貯蓄計画などの包括的な資産設計を立案し、
- ⑤ それを顧客が実行する際に援助する専門家

### (2) ライフプランと資金ニーズ

図表 1-1-2

ライフプランとは、自分の夢や生き甲斐を基にした「人生設計」のことをいいます。

人は誕生の時から死亡に至るまでのライフサイクルの中で、それぞれの夢や目標を描きながら生活しています。しかし、その夢や目標を達成するためには資金が必要になるため、「何のために、いつ、どれくらいの資金が必要か」を予測しておくことは、ライフプランの実現にとって必要不可欠なものとなります。

### (3) FPの社会的役割と法令<sup>じゅんしゅ</sup>順守(コンプライアンス)



図表 1-1-3

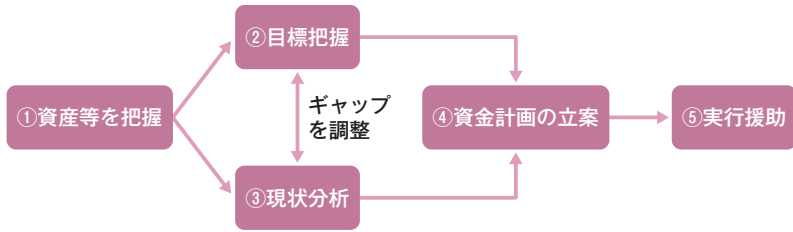
図表 1-1-4

FPの社会的役割は、顧客の経済的自立を促しながら、作成した資金計画に基づいて顧客の幸福を経済面から支援することにあります。

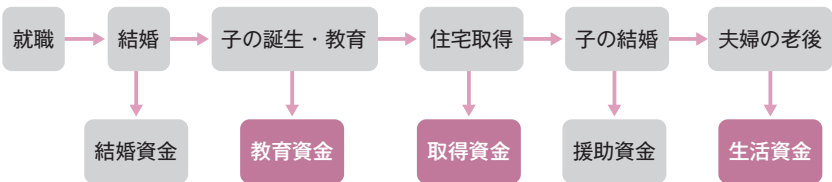
FPの領域は他の専門家の職業領域と重なる部分も多いことから、顧客を援助する際には、税理士法、保険業法、金融商品取引法および弁護士法などの法令に抵触する行為をしないよう注意をしなければなりません。

なお、職業上の倫理として、**顧客の利益**を優先させること、顧客情報などについての**守秘義務**を厳守することも重要です。

図表 1-1-1 FPの役割



図表 1-1-2 ライフプランと資金ニーズ



教育資金、住宅取得資金、老後の生活資金を三大必要資金と  
いいます。



図表 1-1-3 資格を有しない(登録をしていない)FPができないこと

税理士	<u>具体的な税務相談</u> (有償無償問わず)や税務書類(確定申告書など)の作成
生命保険募集人	生命保険や損害保険の <u>募集や媒介(仲介)</u>
金融商品取引業	具体的な投資判断(時期、数量、投資方法)の助言
弁護士	<u>具体的な法律相談</u> や法律事務(遺産分割の交渉など)
社会保険労務士	報酬を得て行う、行政機関等に提出する社会保険関係書類の作成

※ 金融商品取引業を営むためには、内閣総理大臣の登録が必要です。

図表 1-1-4 資格を有しない(登録をしていない)FPでもできること

税理士	セミナーなどにおける <u>一般的な税法の解説</u> など
生命保険募集人	生命保険や損害保険の <u>一般的な解説</u> や <u>保険証券の説明</u> ・必要保障額の計算など
金融商品取引業	金融商品に関する過去の <u>データや資料の提示</u> など
弁護士	民法など法律の <u>一般的な解説</u> など
社会保険労務士	将来支払われる <u>年金額の計算</u> など

# 第2節 | 教育・住宅取得資金計画 頻出度 A

## 1 教育資金と住宅取得資金



### (1) 教育資金

図表 2-1-1

子供に掛かる教育費は、高校・大学と進学するにつれて高額になり、一度に用意するのは不可能なことから計画的な準備が必要になります。また、子供の教育費は、少子化の影響もあり1人当たりの金額は年々増加傾向にあります。

### (2) 住宅取得資金

図表 2-1-2

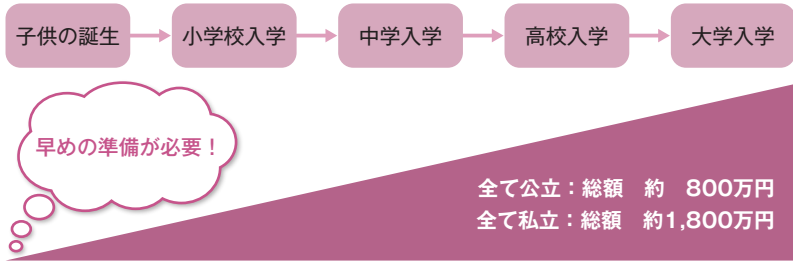
住宅の取得に際して、すべてを現金で賄う人は少なく、一定の自己資金(頭金)以外の部分は住宅ローンを活用するのが一般的です。

なお、住宅の取得には**手数料や税金などさまざまな費用**が掛かります。これらの費用は合計すると物件価格の10%程度にも及ぶこともありますので、住宅取得資金としては、この諸費用分も考えて計画しなければなりません。

以上から、住宅販売の現場で無理をしないためにも、住宅を購入する際には、事前に以下の3点を確認しておく必要があります。

- ① 購入時点の自己資金の額を確認
- ② 自分の年収で返済できる住宅ローンの額を確認
- ③ 諸費用を含めた購入可能額の総額を確認

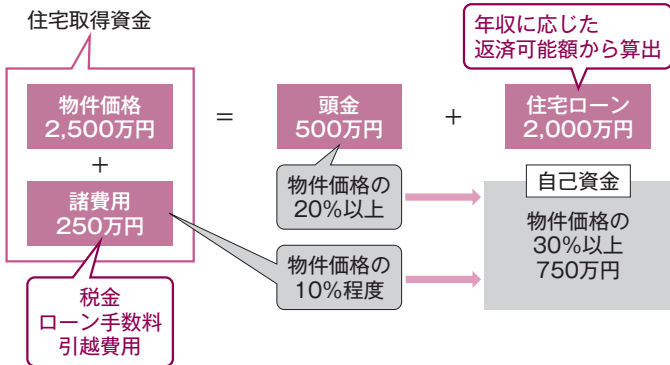
図表 2-1-1 教育資金



子供が誕生する前後からライフプランの中に組入れ、マネープランを立てて準備しておく必要があります。



図表 2-1-2 住宅取得資金



住宅ローンを組んだ場合の年間返済額は、民間の住宅ローンを利用する場合、概ね年収の25%程度が妥当と考えられています。



### 財形貯蓄制度

勤労者(会社員)の財産形成を促進する目的で創設された貯蓄制度です。会社から給与の支払いを受ける際に積立金が天引き徴収され、積立貯蓄を行います。財形貯蓄制度には、積立の目的を定めない「一般財形貯蓄」と、住宅取得(増改築)資金や老後の生活資金を積み立てる「**財形住宅貯蓄**や**財形年金貯蓄**」があります。なお、財形住宅貯蓄や財形年金貯蓄は、資金の目的が定められているため、一定の金額まで運用益が**非課税**とされますが、積立開始時期が**満55歳未満**であること、**1人1契約**しかできないことなど、一定の制約があります。

## ② ローンに関する基礎知識



教育資金にしても住宅取得資金にしても、すべての資金を自己資金で確保することができれば良いのですが、自己資金で確保できない場合には、各種ローンを利用することにより不足資金を補う必要があります。

この項では、必要資金を確保するためのローンに関する基礎知識について学習していきます。

### (1) 各種ローンの種類

図表 2-2-1

ローンには大きく分けて、資金の使い道が限定される「目的別ローン」と資金の使い道が決められていない「フリーローン」があります。

#### ① 目的別ローン

教育資金を融資する「教育ローン」、住宅取得資金を融資する「住宅ローン」、住宅のリフォーム資金を融資する「リフォームローン」、マイカーの取得資金を融資する「自動車ローン」などがあり、主に銀行や信用金庫を中心とした金融機関での取扱いが一般的です。

#### ② フリーローン

資金の使い道が限定されないため、生活資金や投資資金など自由に利用することが可能なローンであり、消費者金融で扱うローンや銀行およびクレジットカード会社のカードローンなどは、フリーローンが一般的です。

#### ③ 適用金利

一般に、資金の使い道を限定している目的別ローンは、融資手続きの際に資金の使い道を証明する書類が必要であり、融資の審査も厳格に行われる反面、フリーローンと比較して低い金利で融資を受けることができます。

### (2) ローン金利の種類

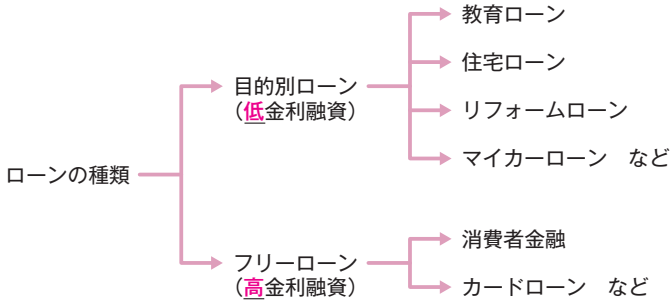
図表 2-2-2

ローン金利の基本は、固定金利型と変動金利型の2種類です。

固定金利型は、当初の契約で定めた借入金利が返済終了時まで変わらないタイプのローンです。

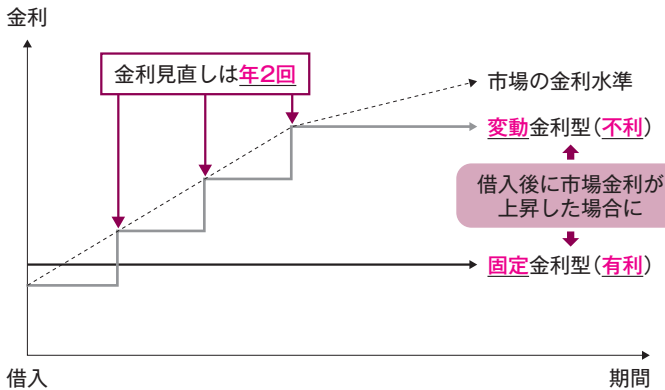
一方、変動金利型は、返済期間中の市場における金利情勢の変化によって、借入金利が年2回見直されるタイプのローンです。

図表 2-2-1 ローンの種類



図表 2-2-2 固定金利型と変動金利型の特徴

固定金利型	低金利時	当初の金利で固定されるため <b>有利</b>
	高金利時	当初の金利で固定されるため <b>不利</b>
変動金利型	金利上昇局面	市場金利に連動して上昇するため <b>不利</b>
	金利低下局面	市場金利に連動して低下するため <b>有利</b>



### 貸金業法の総量規制

過度な借入れから消費者を守るため、個人が貸金業者(消費者金融など)による個人向け貸付を利用する場合には、原則として、年収の**3分の1**を超える借入れが禁止されています。なお、銀行などは貸金業者に該当しないため、銀行などからの借入れは総量規制の対象となりません。

### ③ 教育資金のための借入金

重要



教育資金が自己資金で確保できない場合、(1)学生・生徒自身が借り入れる各種奨学金や(2)学生・生徒の保護者が借り入れる教育ローンを利用することになります。

#### (1) 奨学金制度

しょうがくきん

図表 2-3-1

学習意欲をもつ学生・生徒自身の経済的負担を軽減するための制度です。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金や、各種学校独自の奨学金制度などがあります。

#### (2) 教育一般貸付(公的教育ローン)

暗記

図表 2-3-2

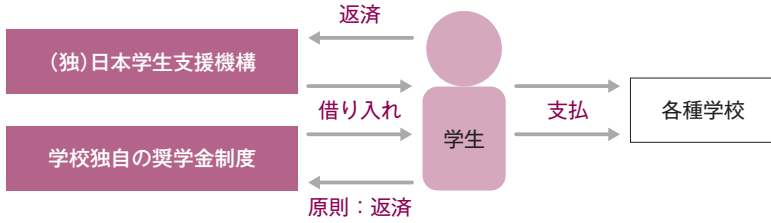
(株)日本政策金融公庫が行う教育ローンであり、原則として学生・生徒の保護者が借り入れて返済する教育ローンです。主な借り入れの要件は、次表のようなものがあります。

収入制限	扶養する子供の人数に応じて、利用する保護者の世帯年収に以下の制限があります。												
	<table border="1"><thead><tr><th>子供の人数</th><th>給与収入</th><th>事業所得</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>790万円</td><td>600万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>890万円</td><td>690万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>990万円</td><td>790万円</td></tr></tbody></table>	子供の人数	給与収入	事業所得	1人	790万円	600万円	2人	890万円	690万円	3人	990万円	790万円
	子供の人数	給与収入	事業所得										
	1人	790万円	600万円										
2人	890万円	690万円											
3人	990万円	790万円											
融資限度額	学生・生徒1名につき <b>350万円</b> (所定の海外留学、自宅外通学、大学院等の場合450万円)												
金利	<b>固定金利</b>												
返済期間	<b>20年以内</b> ※ 在学期間中は利息のみの返済とすることができます。												
資金使い道	受験費用、入学金、学費、通学費、下宿代、パソコン代、国民年金保険料等												

#### (3) 銀行等の教育ローン(民間教育ローン)

都市銀行や地方銀行などでも教育資金を目的とした教育ローンを取り扱っています。各金融機関によって金利水準は異なりますが、一般的に教育一般貸付などの公的教育ローンと比較して金利は高めに設定されています。

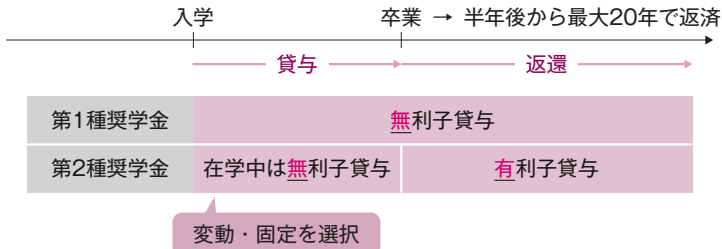
図表 2-3-1 奨学金制度



奨学金には、返済義務のある貸与型のほか、返済義務のない給付型もあります。なお、給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の免除・減額を受けることができます。



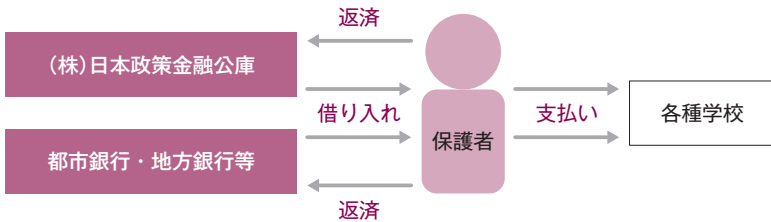
<(独)日本学生支援機構の貸与型奨学金>



無利子貸与の第1種奨学金と有利子貸与の第2種奨学金(在学中は無利子)があり、家計支持者による収入制限があります。なお、第1種奨学金は、学業成績が特に優れた者または経済的に就学困難な者を対象としていますので、第2種奨学金よりも選考基準が厳しくなっています。



図表 2-3-2 教育一般貸付など



教育一般貸付は、日本学生支援機構の奨学金との併用も可能です。なお、子供の学業成績は問われません。



## 4 住宅取得資金のための借入金

📌重要



一般的に、住宅取得資金はすべて自己資金で確保することが困難であるため、公的住宅ローンや民間金融機関の住宅ローンを利用することになります。

### (1) フラット35(公的住宅ローン)

図表 2-4-1

図表 2-4-2

民間金融機関と**独立行政法人住宅金融支援機構**が提携して提供する長期**固定金利型**の住宅ローンです。

**住宅金融支援機構**が、民間金融機関の住宅ローン債権を買取り、MBS (Mortgage Backed Security) という証券にして投資家に売却する仕組みを採用しています。この仕組みにより、窓口となっている銀行などの民間金融機関は債務者からの資金回収に関するリスクを回避することができる点に特徴があります。

融資を受けることができる金額は、返済額が所定の返済負担率 (返済額 ÷ 年収 × 100) を超えないように決定されます。



### (2) 銀行等の住宅ローン(民間住宅ローン)

図表 2-4-3

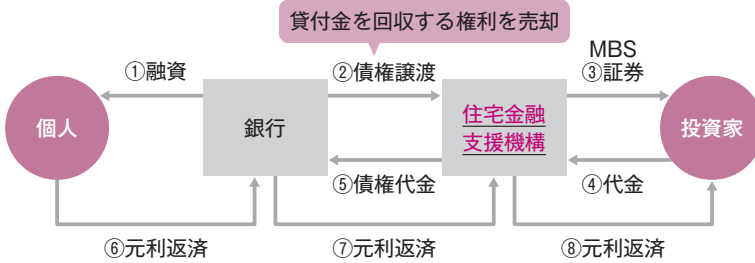
都市銀行や地方銀行などでも住宅取得資金を目的とした住宅ローンの取扱いがあります。各金融機関によって金利水準は異なりますが、一般的にフラット35や財形住宅融資などの公的住宅ローンと比較して金利は高めに設定されています。

民間の住宅ローンには、変動金利型や固定金利型の住宅ローンに加え、5年・10年など一定の特約期間のみ固定金利を適用し、特約期間終了後に変動金利か固定金利型(特約期間の再設定)を選ぶことができる「**固定金利選択型**」という商品もあります。

なお、固定金利型は、固定されている期間が長ければ長い程、設定される金利は高くなります。



図表 2-4-1 フラット35の仕組み

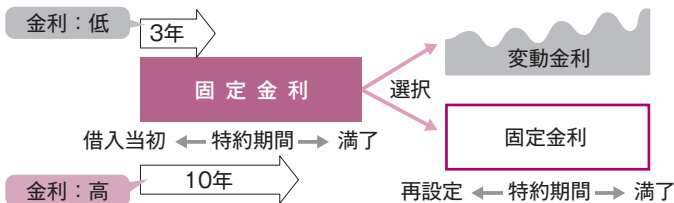


図表 2-4-2 フラット35の内容



	主な内容
融資条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>本人が住む</b>ための住宅</li> <li>・ 中古住宅についても適用可</li> <li>・ 申込日現在の年齢：原則として70歳未満</li> <li>・ 床面積の制限あり 一戸建て：<b>50m<sup>2</sup></b>以上など</li> <li>・ ローンの<b>借換え</b>に利用可</li> </ul>
返済期間	原則として <b>15年以上35年以内</b> (1年単位)
融資限度額	100万円以上 <b>1億2,000万円</b> 以下 (購入価額等×100%以内)
返済負担率	年収400万円以上： <b>35%</b> 以下 年収400万円未満：30%以下
保証人・保証料・繰上返済手数料	不要 繰上返済は、原則 <b>100万円</b> 以上 (インターネットサービスを利用すると、 <b>10万円</b> 以上から可能)
金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定金利(利率は金融機関で<b>異なる</b>)</li> <li>・ <b>融資実行時</b>の金利を適用</li> </ul>

図表 2-4-3 固定金利選択型



## 5 住宅ローンの返済計画



チェック



### (1) 住宅ローンの返済方法

図表 2-5-1

図表 2-5-2

住宅ローンの返済方法には、元利均等返済と元金均等返済があります。

	元利均等返済	元金均等返済
内容	毎回の返済額(元金と利息の合計額)を一定にする返済方法	毎回の返済額のうち元金部分を一定にする返済方法
特徴	元金と利息の返済額の割合は、返済当初は利息部分が大きく、返済するにつれて元金部分が大きくなります	返済当初から一定額の元金が減っていくため、利息を含めた毎回の返済額が減少します

### (2) 住宅ローンの繰上返済



繰上返済は、手元資金に余裕がある場合、元金の一部または全部を繰り上げて返済することです。繰上返済は返済総額の削減に大きな効果を発揮しますが、その方法には、以下の2種類があります。

返済額軽減型	返済期間を変えずに、毎回のローン返済額を少なくする方法
期間短縮型	毎回のローン返済額を変えずに、返済期間を短縮する方法

一般的に、返済額軽減型よりも期間短縮型の方が利息の軽減効果が大きくなります。

また、元利均等返済の場合、借入当初は返済額に占める利息の割合が大きいため、繰り上げの実行時期が早いほど、利息の軽減効果が大きくなります。

図表 2-5-1 において、1年目が経過した時に元金を129万円(=63万円+66万円)分繰上返済すると、期間が2年短縮されます。2年短縮されることで、この2年間に支払うはずだった利息191万円(=97万円+94万円)の節約ができることになります。



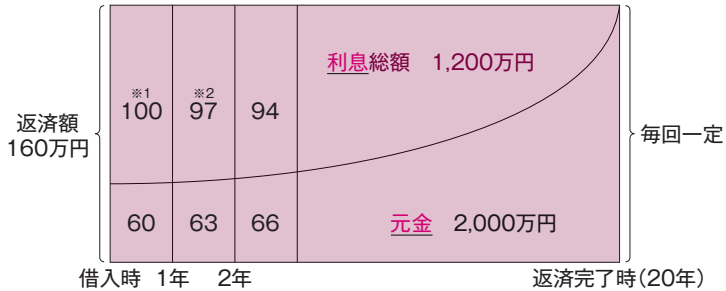
#### 用語解説

**元金**：金融機関などから借り入れた金額(債務額)

**利息**：元金(返済が進んだ場合は残っている金額-残債-)に対して所定の借入利率を乗じて求めた金額

図表 2-5-1 元利均等返済

(例) 住宅ローン：2,000万円、返済期間：20年、利率年：5%、年1回払い



※1  $2,000\text{万円} \times 0.05 = 100\text{万円}$

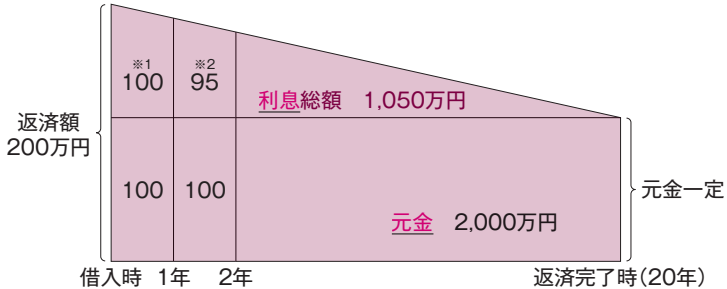
※2  $(2,000\text{万円} - 60\text{万円}) \times 0.05 = 97\text{万円}$

※3 返済総額 = 2,000万円 + 1,200万円(利息総額) = 3,200万円

※4 必要年収 = 160万円  $\div$  0.25 = 640万円(返済負担率25%の場合)

図表 2-5-2 元金均等返済

(例) 住宅ローン：2,000万円、返済期間：20年、利率年：5%、年1回払い



※1  $2,000\text{万円} \times 0.05 = 100\text{万円}$

※2  $(2,000\text{万円} - 100\text{万円}) \times 0.05 = 95\text{万円}$

※3 返済総額 = 2,000万円 + 1,050万円(利息総額) = 3,050万円

※4 必要年収 = 200万円  $\div$  0.25 = 800万円(返済負担率25%の場合)

返済負担率を一定の範囲に押さえるために、元利均等返済を利用して  
いる場合が多いですが、金利・返済回数・借入期間などの条件が同じ  
である場合は、**元金均等返済**の方が**元利均等返済**に比べて返済総額  
(利息の支払総額)が少なくなります。



## 1 健康保険



### (1) 概要

健康保険は、適用事業所に勤務する役員や従業員（被保険者）およびその家族（被扶養者といいます）が、**業務外**で病気・ケガ、分娩、死亡した場合に保険給付を行う制度です。健康保険には、保険者の種類によって、次の2種類があります。

保 険 者	対 象 者
全国健康保険協会(協会けんぽ)	主に中小企業の役員や従業員およびその家族
健康保険組合(組合健保)	主に大企業の役員や従業員およびその家族

### (2) 被保険者と被扶養者



被保険者とは法人などの適用事業所に使用される人をいいます。

また、被扶養者とは被保険者の家族で、生計維持関係にある一定の要件を満たした人をいい、原則として年収**130万円**未満(配偶者を除く19歳以上23歳未満は年収**150万円**未満。60歳以上は年収**180万円**未満)で被保険者(扶養者)の年収の2分の1未満であることが必要です(配偶者は内縁関係を含みます)。

### (3) 保険料



図表 3-1-1

図表 3-1-2

被保険者の給与を所定の等級表に当てはめて求めた標準報酬月額および標準賞与額に対して所定の保険料率を乗じて計算します。

原則として、保険料は被保険者と事業主が**2分の1**ずつ負担し、事業主が被保険者分も含めて納付義務を負います。なお、当月分の保険料は翌月分の給料から徴収されます。

### 用語解説

**保 険 者**：社会保険制度の運営主体(運営者)

**被保険者**：保険に加入している者(加入者)であり、社会保険制度が提供する給付を受けることができる人

**保 険 料**：社会保険制度を運営する資金を賄うため、被保険者などが保険者に拠出する負担金

図表 3-1-1 標準報酬月額

&lt;標準報酬月額表一抄&gt;

標準報酬		報酬月額		
等級	月額	円以上		円未満
1	58,000			63,000
2	68,000	63,000	~	73,000
3	78,000	73,000	~	83,000
		(省略)		
17	200,000	195,000	~	210,000
18	220,000	210,000	~	230,000
19	240,000	230,000	~	250,000
		(省略)		
48	1,270,000	1,235,000	~	1,295,000
49	1,330,000	1,295,000	~	1,355,000
50	1,390,000	1,355,000	~	

保険料の計算を簡略化するため、被保険者の報酬月額(給与)を最低58,000円から最高1,390,000円までの50等級に区分した「標準報酬月額」に当てはめ、この標準報酬月額を基礎として保険料や保険給付の額を計算します。

標準報酬月額は、4月・5月・6月に支払われた報酬額と支払基礎日数を基に計算され(定時決定)、原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。



図表 3-1-2 保険料率(協会けんぽの場合)

月給	標準報酬月額に対する保険料率	平均 約10.0%(労使折半)
	標準報酬月額の上限・下限	上限 1,390,000円 下限 58,000円
賞与	賞与等に対する保険料率	平均 約10.0%(労使折半)
	賦課対象の賞与等の上限・下限(1,000円未満切捨)	上限 5,730,000円(年度累計の上限) 下限 なし

協会けんぽの場合、健康保険の保険料率は全国平均で約10.0%(2026年度は9.9%)ですが、都道府県ごとの医療費を反映するため各都道府県単位で異なります。

それに対し、介護保険の保険料率は全国一律となっています。



## (4) 保険給付

### ① 療養の給付



図表 3-1-3

**業務外**の事由による病気・ケガについて、病院または薬局などで療養の給付(現物給付)が行われます。被保険者本人およびその家族が診療や薬剤の提供を受ける場合、医療機関等の窓口で一定の自己負担額を負担しますが、被保険者本人およびその家族(被扶養者)の負担割合は原則として**3割**です。

小学校就学前(6歳に達した最初の年度末までの子)は**2割**、70歳以上75歳未満は**2割**(現役並所得者は**3割**)となっています。



### ② 高額療養費



図表 3-1-4

1ヵ月間(1日～月末)に医療機関の窓口で支払う自己負担額が、一定の**自己負担限度額**を超えた場合、その超えた金額が高額療養費として払い戻されます。

また、70歳未満の人は、あらかじめ保険者から入手した**限度額適用認定証**(所得区分が明示された書面)を医療機関に提示すれば、医療機関の窓口での支払上限は自己負担限度額となります。なお、マイナンバーカード(マイナ保険証)による受診では、認定証の提示は原則として不要です。

厚生労働大臣が指定する**先進医療**に係る治療や入院時の食事代・個室差額ベッド代金などは保険が適用されない部分であるため、高額療養費の対象となりません。



### ③ 傷病手当金



図表 3-1-5

病気やケガなどで働けず、給料などが支払われない場合において、**連続して勤めを3日以上**休んでいるときは、4日目から通算して**1年6ヵ月**を限度として支払開始日以前12ヵ月の各標準報酬月額額の平均額÷30×**3分の2相当額**が支給されます。

### ④ 出産育児一時金

図表 3-1-6

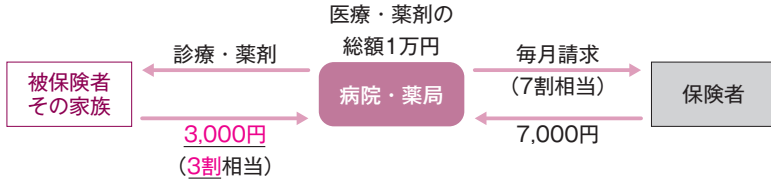
被保険者が妊娠4ヵ月以上の出産をした場合、1児につき原則として**50万円**が支給されます。

また、被扶養者が出産する場合は、家族出産育児一時金が支給されます。

## 用語解説

**現役並所得者**：原則として標準報酬月額が28万円以上の人

図表 3-1-3 療養の給付



図表 3-1-4 高額療養費の自己負担限度額<70歳未満の場合>

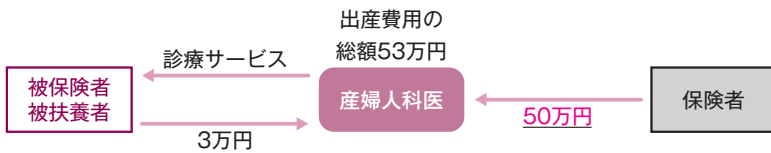
所得区分	自己負担限度額(世帯ごとの1ヵ月の上限額)
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
標準報酬月額26万円以下	57,600円
低所得者(市町村民税非課税世帯など)	35,400円

※ 2026年8月から、自己負担限度額は引き上げが予定されています。

図表 3-1-5 傷病手当金



図表 3-1-6 出産育児一時金



出産育児一時金は、原則として保険者から医療機関に直接支給されますので、被保険者が医療機関の窓口で負担する金額は、出産費用の総額から50万円を控除した金額になります。



### 出産手当金

被保険者が出産のために休んだ場合、一定の出産手当金が支給されます。

## 2 国民健康保険



### (1) 概要

図表 3-2-1

国民健康保険は、わが国の公的医療保険制度の中で、健康保険などの被用者保険に加入していないすべての国民(後期高齢者医療制度の対象者を除く)を対象としており、**業務外・業務上**のいずれの病気、ケガも対象となっています。

なお、国民健康保険では、加入者の一人ひとりが**被保険者**となっているため、健康保険のような被扶養者という区分は存在しません。

また、国民健康保険は、**都道府県**および**市区町村**が保険者となっているものと、医師、税理士、理容美容業、建設業など同種の事業または業務に従事する300人以上で組織される**国民健康保険組合**が保険者になっているものがあります。

### (2) 保険料

国民健康保険の保険料は世帯単位で割り当てられます。したがって、世帯の構成員の数およびその人の所得に応じて計算され、世帯主が納付義務者となります。

なお、保険料は**市区町村**ごとに計算方法が異なります。

### (3) 保険給付

国民健康保険の保険給付は、健康保険の保険給付とほぼ同等の内容となっていますが、健康保険で給付される**傷病手当金**および**出産手当金**は支給されません。

被保険者が診療や薬剤の提供を受ける場合、医療機関等の窓口で一定の自己負担額を負担しますが、被保険者の負担割合は原則として**3割**です。

小学校就学前(6歳に達した最初の年度末までの子)は**2割**、70歳以上75歳未満は**2割**(現役並所得者は**3割**)となっています。



#### 用語解説

**現役並所得者**：原則として課税所得金額が145万円以上でありかつ、収入金額が383万円以上の人

図表 3-2-1

## 健康保険と国民健康保険のまとめ



	健康保険(健保)	国民健康保険(国保)
対象者	適用事業所に <b>使用される人</b> (被保険者)および <b>その家族</b> (被扶養者)	健康保険など被用者保険に加入していない <b>すべての国民</b> (自営業者など)
適用範囲	<b>業務外</b> で病気、ケガ、分娩、死亡した場合	<b>業務内、業務外</b> を問わない
保険者	<b>全国健康保険協会(協会けんぽ)</b> 主に中小企業の役員や従業員およびその家族が加入対象	<b>都道府県</b> (財政運営の責任主体) および <b>市区町村</b> (保険料徴収等の実施主体)
	<b>健康保険組合(組合健保)</b> 主に大企業の役員や従業員およびその家族が加入対象	<b>国民健康保険組合</b> (医師、税理士等の同業種組合)
保険料	被保険者と事業主が <b>1/2</b> ずつ負担し、事業主が被保険者分も合わせて納付	金額は <b>市区町村</b> ごとに異なる 世帯単位で割り当て 世帯の構成員およびその人の所得に応じて計算
主な保険給付	療養の給付 高額療養費 <b>傷病手当金</b> 出産育児一時金 <b>出産手当金</b> 他	療養の給付 高額療養費 出産育児一時金 他  ※ <b>傷病手当金</b> と <b>出産手当金</b> はなし
自己負担割合	原則： <b>3割</b> 小学校就学前： <b>2割</b> 70歳以上75歳未満： <b>2割</b> (現役並所得者： <b>3割</b> )	健康保険と同じ

国民健康保険では、加入者の一人ひとりが被保険者になりますので世帯の構成員(妻、子など)の数が増えると保険料も増額されます。会社員の家族は被扶養者として健康保険の保険料を負担する必要はありませんので、区別して理解しておきましょう。



## 3 後期高齢者医療制度



### (1) 概要

図表 3-3-1

後期高齢者医療制度は、**都道府県**を単位とする**後期高齢者医療広域連合**が保険者となり、**75歳以上の人**および**65歳以上75歳未満**で保険者から**一定の障害認定を受けた人**を対象とする医療制度です。

対象者は、それまで加入していた国民健康保険や健康保険から脱退して、新たに後期高齢者医療制度に加入することになります。

### (2) 保険料

図表 3-3-2

都道府県を単位とする後期高齢者医療広域連合ごとに、被保険者の負担能力に応じて金額が計算され、被保険者の老齢年金などからの**特別徴収**(天引き)、または、市区町村による**普通徴収**(個別納付)のいずれかの方法によって徴収されます。

### (3) 医療費の自己負担割合

図表 3-3-3

被保険者が診療や薬剤の提供を受ける場合、医療機関等の窓口で一定の自己負担額を負担しますが、被保険者の負担割合は**1割**(一定以上所得のある人は**2割**、現役並所得者は**3割**)です。

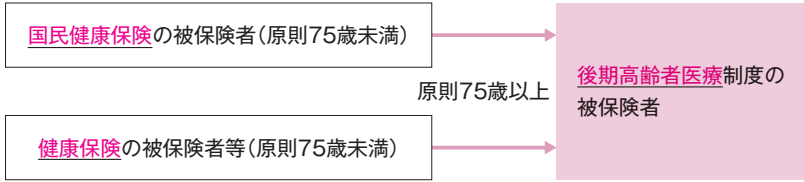


#### **Hint!** 後期高齢者医療制度の対象となった場合

健康保険の被保険者が75歳以上となり、後期高齢者医療制度の被保険者になると、その家族は健康保険の被扶養者の資格を失いますので、何らかの医療保険制度に加入しなければなりません。

その場合、①国民健康保険に加入する、②子など他の健康保険の被保険者の被扶養者となることが考えられます。

図表 3-3-1 後期高齢者医療制度



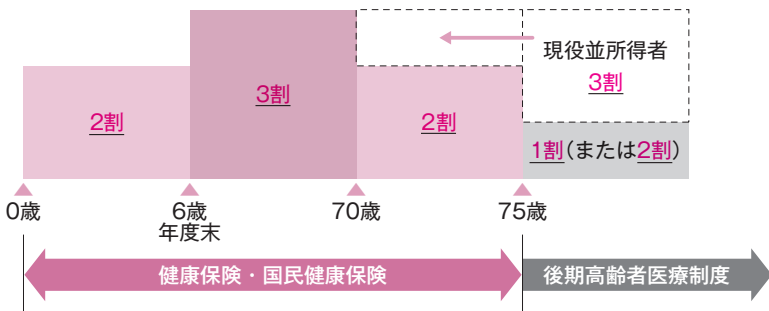
図表 3-3-2 医療保険のまとめ

	協会けんぽ	組合健保	国民健康保険	後期高齢者医療
保険者	全国健康保険協会	健康保険組合	都道府県・市区町村 国民健康保険組合	後期高齢者 医療広域連合
対象者	主に中小企業の従業員とその家族	主に大企業の従業員とその家族	被用者保険に加入していない人	75歳以上の人 65歳以上75歳未満の障害認定者
保険料	労使折半 都道府県単位で異なる	労使折半または会社が半分以上 組合単位で異なる	全額自己負担 世帯単位で割当て 市区町村で異なる	全額自己負担 都道府県単位で異なる

加入している医療保険制度にかかわらず、医療機関等への受診時にはマイナンバーカードを健康保険証として利用できます(マイナ保険証)。なお、マイナンバーカードを利用できない場合には資格確認書を提示して受診できます。



図表 3-3-3 自己負担割合のまとめ



## 4 退職後の医療保険制度



### (1) 健康保険の任意継続被保険者制度



暗記

図表 3-4-1

図表 3-4-2

退職などによって健康保険の被保険者の資格を喪失した後であっても、下記の要件を満たすことで、退職後も健康保険を継続することが認められています。

ただし、任意継続被保険者には、傷病手当金、出産手当金は原則として支給されません。

要件	・継続して <u>2か月以上</u> 、健康保険の被保険者であること ・原則として、資格喪失日(退職日の翌日)から <u>20日以内</u> に届出を行うこと
保険料	・会社負担がないため、 <u>全額自己負担</u>
継続期間	・最長で <u>2年間</u>

### (2) 国民健康保険制度

退職などによって健康保険などの被用者保険に加入しない場合には、原則として、国民健康保険に加入することになります。

### (3) 健康保険の被扶養者

結婚や定年退職などによって収入が減少している場合、他の扶養者(配偶者や子供など)が加入する健康保険の被扶養者となることもできます。

被扶養者の要件に該当すれば、保険料の負担をせずに、被扶養者の病気、ケガ、死亡または出産に関して保険給付を受けることができます。



#### 健康保険の任意継続被保険者の保険料

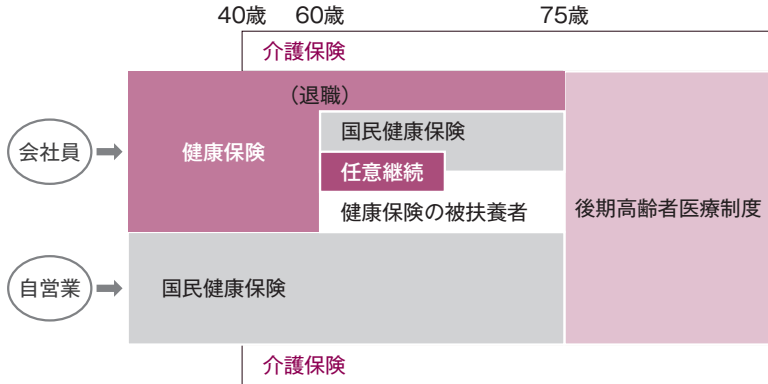
健康保険の任意継続被保険者の保険料は、「退職時の標準報酬月額」と「健康保険の全被保険者の標準報酬月額の平均額」を比較して、いずれか少ない金額に保険料率を乗じて算定します。

ただし、組合管掌健康保険(組合健保)では、健康保険組合の規約により「退職時の標準報酬月額」に保険料率を乗じて算定することもできます。

図表 3-4-1 任意継続被保険者制度



図表 3-4-2 国民が加入する医療保険の全体像



### Hint! 退職後の医療保険制度

結婚や定年退職などによって、他の扶養者が加入する健康保険の被扶養者になれる場合、保険料を支払わずに保険給付を受けることができるので、この方法が有利になります。例えば、定年退職をした父親や母親は75歳に達して後期高齢者医療制度に加入するまでは、要件を満たせば子供の被扶養者になることができます。

一方、会社員などが退職して会社などに就職しない場合(独立起業するなど)は、健康保険の任意継続被保険者制度や国民健康保険への加入を検討することになります。

その場合の判断基準は、①被扶養者の有無や②保険料の金額によって判定すればよいでしょう。一般的に配偶者や子供などの被扶養者がいる場合、保険料の負担をせずに給付を受けることができる任意継続被保険者制度が良いとされています。国民健康保険には被扶養者という規定がないため、国民健康保険を選択すると配偶者や子供などの分を加えた保険料を負担しなければならないからです。

なお、任意継続被保険者制度は、保険料を滞納すると加入の継続ができず、国民健康保険に加入することになりますので、保険料の支払期日には注意をしましょう。

## 5 介護保険



### (1) 概要

介護保険は、**市区町村**が保険者となり、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する病気などにより要介護状態になった人に対し、その有する能力に応じて自立した生活ができるように支援する制度です。

### (2) 被保険者と保険料

被保険者は、年齢によって**65歳以上**の第1号被保険者と**40歳以上65歳未満**の第2号被保険者に区分され、保険料の額、納付方法も異なります。

第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"><li>・老齢年金など(年額18万円以上)からの<b>特別徴収(天引き)</b></li><li>・市区町村による普通徴収(個別納付)</li><li>・保険料の額は市区町村や所得金額により異なる(全額自己負担)</li></ul>
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康保険や国民健康保険の保険料と合わせて徴収</li><li>・健康保険加入者の場合、保険料は労使折半で事業主が半分負担</li><li>・国民健康保険加入者の場合、保険料は全額自己負担</li></ul>

### (3) 介護認定

図表 3-5-1

介護給付(サービス)を受けるためには要介護認定が必要となります。

要介護認定には**5段階**の要介護と2段階の要支援があり、介護認定審査会という市区町村の付属機関が審査および判定を行い、その結果に基づいて保険者である**市区町村**が認定(保険証の交付など)をします。

### (4) 利用者負担

図表 3-5-2

在宅サービス	・介護費用の <b>1割</b> *
施設サービス	・介護費用の <b>1割</b> *、食費・居住費用の <b>全額</b>
住宅改修費	・バリアフリー住宅改修費(利用上限20万円)の <b>1割</b> *

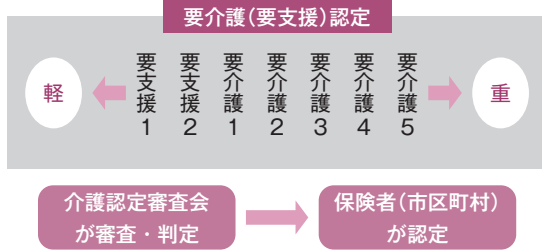
※ 所得水準の高い第1号被保険者は2割または3割

### (5) 介護給付

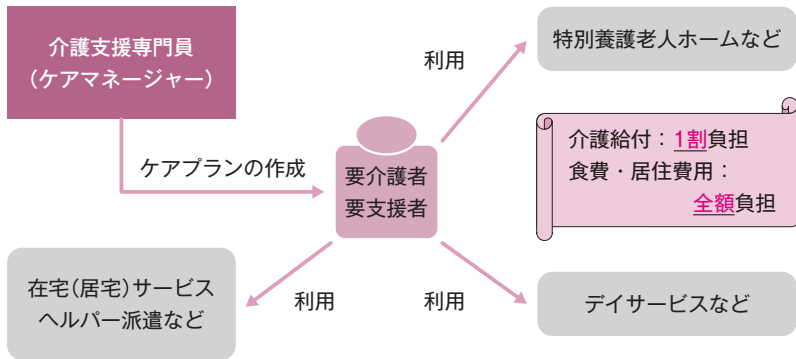
図表 3-5-3

第1号被保険者と第2号被保険者の区分に応じて、介護給付を受けることができる要介護者または要支援者が異なります。

図表 3-5-1 介護認定



図表 3-5-2 利用者負担



介護支援専門員(ケアマネージャー)によるケアプランの作成については、**被保険者本人**が作成することもできます。



図表 3-5-3 介護給付

第1号被保険者	入浴、排泄、食事などの日常生活動作で介護が必要な要介護者 日常生活の一部に支援が必要な要支援者
第2号被保険者	老化を原因とした <b>16種類の特定疾病</b> (末期がん、若年性認知症、パーキンソン病、脳血管疾患など)による要介護者または要支援者

第2号被保険者の人は、交通事故などによって要介護状態になった場合、介護保険の利用はできません。



## 6 労働者災害補償保険(労災保険)

ろうさいほけん

チェック



### (1) 概要

労働者災害補償保険(労災保険)は、政府が保険者(窓口は労働基準監督署など)となり、労働者を対象として、業務上の事由または通勤途上による病気・ケガ・障害・死亡などに対して保険給付を行う制度です。

### (2) 適用対象者

労働者を1人でも使用していれば、労災保険の強制適用事業となります。適用事業で使用されている労働者であれば、常用、日雇、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態や労働時間の長短を問わず、すべての労働者が適用対象者となり、外国人労働者も対象になります。

労災保険は労働者を対象としているため、原則として社長、専務、個人事業主などの経営者は対象となりません。



### (3) 保険料

図表 3-6-1

労災保険の保険料は、労働者に支払った賃金の総額に事業の種類により異なる一定の保険料率を乗じた金額であり、その全額を事業主が負担します。

### (4) 労災認定

業務上の事由または通勤途上による病気・ケガ・障害・死亡などに該当するかどうかの労災認定については、労働基準監督署が行います。

### (5) 主な労災保険給付

図表 3-6-2

労災保険から支給される主な保険給付には、療養(補償)給付、休業(補償)給付、遺族(補償)年金などがあります。

図表 3-6-1 労災保険の保険料率(例)

林業	5.2%
ずい道等新設事業	3.4%
建築業	0.95%
小売店、飲食店	0.3%
金融業、保険業	0.25%
その他各種事業	0.3%

図表 3-6-2 主な労災保険給付

給付の種類	給付内容
療養補償給付 (療養給付)	労災病院や労災指定病院などで、病気やケガの治療を治癒するまで受けることができます。 <b>業務上災害</b> の場合：受診時の <b>自己負担額</b> なし。 通勤災害の場合：初診時に200円の自己負担が必要。
休業補償給付 (休業給付)	病気やケガの療養のため <b>通算して4日</b> 以上会社を休み賃金が支給されない場合に、休業4日目から給付基礎日額の <b>60%</b> が支給されます。業務災害の場合、3日目までは事業主が休業補償をします。
遺族補償年金 (遺族年金)	死亡した労働者の遺族に対して支給されます。 支給額は、 <b>受給権者</b> (妻など受給資格者のうち最も先の順位にある者)と生計を同じくする <b>受給資格者</b> (遺族給付を受けることができる妻や子ども) <b>の人数</b> によって異なります。

通勤災害の場合は使用者(雇主)側に補償責任がないため、「補償」という言葉を除いた名称になります。

なお、通勤災害として認定されるのは、通勤経路の途上で発生したものに限られます。通常の通勤経路から逸脱した場合は、原則として通勤災害が認定されなくなりますので注意しましょう。



## 7 雇用保険

重要



### (1) 概要

雇用保険は、政府が保険者(窓口は公共職業安定所など)となり、労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が発生した場合に、労働者の技能向上や就労支援などに対して必要な給付を行う制度です。

### (2) 被保険者

労働者を1人でも使用していれば、雇用保険の強制適用事業となります。適用事業に雇用されている労働者は、原則として一般被保険者になります。

一般被保険者とは、フルタイムで働く65歳未満の人です。  
なお、1週間の所定労働時間が20時間に満たない短時間就労者は、原則として雇用保険の対象外となります。



### (3) 保険料

雇用保険の保険料は、労働者に支払った賃金の総額に事業の種類などにより異なる一定の保険料率を乗じた金額であり、その一部を労働者が負担し、残りを事業主が負担します。

### (4) 基本手当

暗記

図表 3-7-1

図表 3-7-2

#### ① 内容

一般被保険者が失業した場合に支給される雇用保険の最も代表的な給付です。

基本手当は、雇用保険の被保険者が定年、倒産、解雇、自己都合などにより離職した場合に、離職者の申請により一定の条件(年齢、被保険者期間の長短)に従って支給されます。

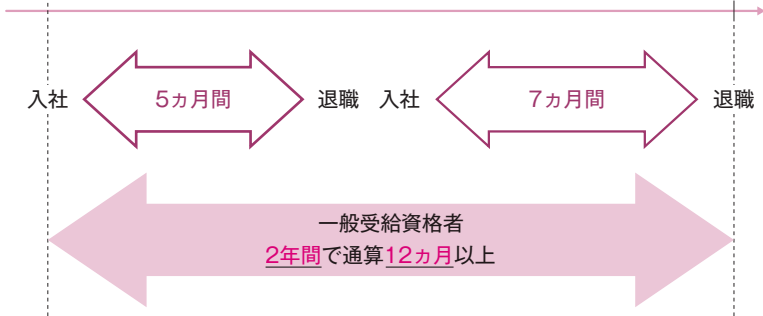
基本手当の支給は、その人に働く意思や働く能力がある(働ける状態である)ことが前提条件となっているため、病気やケガなどですぐに就職できないときは支給されません。



#### ② 受給資格

離職の日以前2年間に被保険者期間が通算で12ヵ月以上あることが必要です。

図表 3-7-1 基本手当の受給資格(被保険者期間の要件)



特定受給資格者と特定理由離職者は、要件が緩和されています。



図表 3-7-2 基本手当の支給日数(定年、自己都合退職の場合)

被保険者期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
受給期間	90日	120日	150日

求職の申込みをした日以後、失業している日が通算7日(待期間)になるまでは、基本手当は支給されません。

なお、自己都合退職(定年退職を除く)などの場合には、待期間に加えて最長3ヵ月間(5年間のうち2回目の離職までは1ヵ月間)は給付制限期間として基本手当が支給されませんが、離職期間中や離職前1年以内に教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限は解除されます。



## 用語解説

**特定受給資格者**：倒産・解雇などによる離職者

**特定理由離職者**：派遣労働契約の打ち切りや病気などによる離職者

## (5) 雇用継続給付

### ① 高年齢雇用継続基本給付金



図表 3-7-3

被保険者期間が通算で**5年以上**ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、**60歳**以降の賃金が60歳時点の賃金に対して**75%未満**に低下した状態で働いている場合、各月の賃金に最大**10%**(64%未満に低下した場合)を乗じた額が65歳に達する月まで支給されます。

2025年4月1日前に60歳に到達していた人の支給率は最大15%(61%未満に低下した場合)になります。



高年齢雇用継続基本給付金

**基本手当**を受給しないで引き続き雇用されている人を対象とする給付

### ② 育児休業給付

図表 3-7-4

労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的とした給付です。

**1歳**(一定の理由がある場合は2歳)未満の子を養育するために育児休業を取得する一定の条件を満たした一般被保険者等(夫婦どちらでも可)に支給されます。

産休期間中に健康保険の出産手当金を受給し、その後、引き続き育児休業を取得する場合は、育児休業給付金の規定が適用されます。



### ③ 介護休業給付

図表 3-7-5

労働者が介護休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的とした給付です。

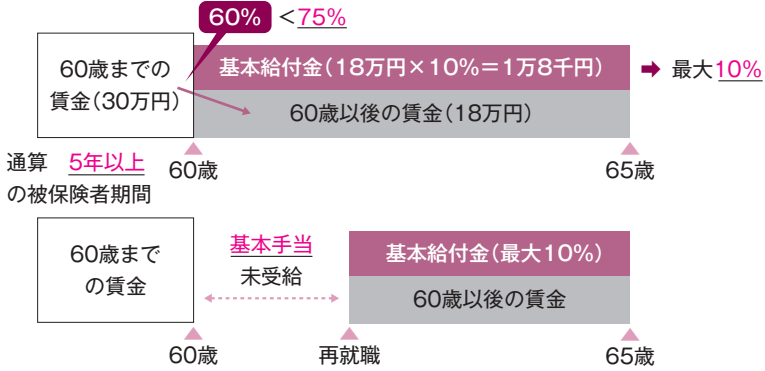
**家族を介護**するために介護休業を取得する一定の条件を満たした一般被保険者等に支給されます。

## (6) 教育訓練給付(一般教育訓練給付)

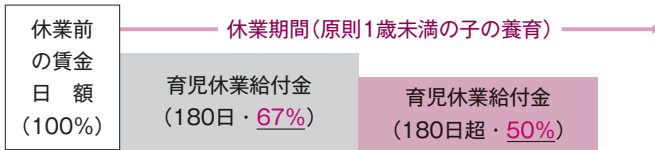
図表 3-7-6

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援するため、雇用保険の被保険者であった期間が**3年**以上(初めて支給を受けようとする人については、当分の間、**1年**以上)の人が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練費×**20%**(上限は**10万円**)が支給されます。

図表 3-7-3 高年齢雇用継続基本給付金



図表 3-7-4 育児休業給付



図表 3-7-5 介護休業給付



介護休業給付金は、同一の対象家族について通算して93日(3回まで分割可能)を限度に支給されます。



図表 3-7-6 教育訓練給付

